

事業 優先順位		6	細事業:退職被保険者等高額療養費				整理号		96		
目的		高額療養費を支給する事により被保険者の負担を軽減する。									
目標		高額療養費の支給									
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	昭和47年度以前	根拠 法令	国民健康保険法第57条第2項					
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比 較	コスト 情報・従事 職員数 参考			平成25年度	平成24年度	比 較
	事業費 (決算額) (千円)		66,960	90,182	-23,222		総コスト (千円)		67,722	91,690	-23,968
	財源 内訳	一般財源	12,697	16,688	-3,991		内 訳	事業費	66,960	90,182	-23,222
		国府支出金	0	0	0			人件費	762	1,508	-746
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0
		療養給付費等交付金	54,263	73,494	-19,231			一人あたり (円)	606	812	-206
			0					世帯あたり (円)	1,433	1,944	-511
			0					職員数 (人)	0.10	0.19	-0.09
							再任用職員数 (人)	0.00	0.00	0.00	
今後の方向性		適正に高額療養費の支給を行う。									
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	退職被保険者等						
	A	A	B								

細事業：退職被保険者等高額療養費

1. 退職被保険者等高額療養費

近年の医療水準の向上に伴い、医療費が高額化していることにより、退職被保険者等の療養にかかる自己負担が過重なものとなっていることから、その自己負担を軽減するため、高額療養費を支給した。

	支給件数	支給額
高額療養費	730件	66,959,809円
高額介護合算療養費	1件	54円
合 計	731件	66,959,863円

(1) 限度額適用認定証

退職被保険者等の高額療養費について、現物給付化を行う限度額適用認定証を交付した。また、交付の条件である「保険料完納」のPRに努めた。

上位所得者世帯	一般世帯	市民税非課税世帯	合 計
1件	67件	27件	95件